

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画2016年
4月号

子育てにやさしい「高知県次世代育成支援企業」新規認証のご紹介

県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。平成28年3月17日に次の5社を認証しましたので、ご紹介します。



【認証番号】会社名等	取組内容
【171】 株式会社轟組 高知市萩町1-5-13	◆法を上回る看護休暇制度があり、1年につき子が1人の場合8日、2人以上の場合は13日まで取得できる。 ◆法を上回る育児短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期に達するまで取得できる。 ◆妻の出産時に3日間の特別休暇(有給)を取得できる。 ◆育児休業期間中、公的な給付金との合計が、平均賃金の80%に達するまで支給している。
【172】 久百々建設株式会社 土佐清水市浦尻15-9	◆法を上回る看護休暇制度があり、子が1人の場合も1年につき10日まで取得できる。 ◆法を上回る育児短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期に達するまで取得できる。 ◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。 ◆妻の出産時に2日間の特別休暇(有給)を取得できる。
【173】 大旺新洋株式会社 高知市仁井田1625-2	◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。 ◆妻の出産時に1日の特別休暇(有給)を取得できる。
【174】 日本化工株式会社 高知市神田703	◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。 ◆妻の出産時に1日の特別休暇(有給)を取得できる。
【175】 株式会社オフコム 高知市高須3-2-45	◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。

(株)轟組
中平専務取締役(右)久百々建設(株)
上原代表取締役大旺新洋(株)
尾崎代表取締役社長(左)日本化工(株)
菅代表取締役(右)(株)オフコム
松岡代表取締役

●認証を取得すると・・・

- ・企業のイメージアップ! 求人の際、認証を受けたことをアピールできます。従業員の安心感やモチベーションアップにつながります。県ホームページや広報紙で紹介します。
- ・県建設工事競争入札参加資格審査における加点があります。
- ・中小企業を対象とした融資制度の利用要件に該当します。

県内の民間企業のみなさまへ 「戦略産業雇用創造プロジェクト推進事業」のご案内

戦略産業雇用創造プロジェクトでは、これまで産業振興計画等で取り組んできた事業を加速化させることで雇用を創出することとし、一次産業の強みを生かせる食品製造業と、ものづくり産業に重点を置き、これらの産業を支える人材育成の事業を実施しています。

戦略産業雇用創造プロジェクト推進事業のメニューの例

求職者雇入れ研修支援事業

地域の求職者を正規職員として雇い入れて研修させる取組に対し、人件費の一部を補助します。

中核人材雇用支援事業

企業が人材紹介会社等を活用し、中核となる人材を直接雇用した際の人件費の一部を補助します。

指定事業主雇用助成メニュー

プロジェクトに参加し、一定の要件を満たす企業には、労働局の「地域雇用開発奨励金」に上乘せする制度があります。

プロジェクト関連利子補給制度

プロジェクトに参加した企業が、低利融資を活用する場合に、国から指定金融機関に対して当該融資に係る利子補給を実施(利子補給率1.0%以内)

支援対象業種(19業種)

食品産業・ものづくり産業

- ・食料品製造業
- ・飲料・たばこ・飼料製造業
- ・生産用機械器具製造業
- ・輸送用機械器具製造業

- ・化学工業
- ・鉄鋼業
- ・パルプ・紙・紙加工品製造業
- ・非鉄金属製造業
- ・金属製品製造業
- ・はん用機械器具製造業
- ・業務用機械器具製造業
- ・電気機械器具製造業

- ・繊維工業
- ・プラスチック製品製造業
- ・木材・木製品製造業
- ・家具・装備品製造業
- ・その他製造業
- ・情報サービス業
- ・インターネット附随サービス業

【実施地域】
高知県内全域

この事業についての
お問い合わせは



高知県経営者協会

平成28年度の募集開始について
は、協議会HPにてご確認ください。

高知県戦略産業雇用創造雇用創造プロジェクト推進協議会まで
☎088-872-5528 HP <http://www.kochi-senpro.jp/>

労務改善 Q&A

<No.19>

Q. 介護休業の申出について

長年勤めている社員の父親が急に倒れたため、介護休業を取得したいという申出がありました。会社にはそのような制度はありませんが、取得させる必要があるのでしょうか。

A. 一定の要件を満たす労働者が介護休業を取得できることは法律で決められています

父親など家族が負傷、疾病又は身体上・精神上の障害により2週間以上の期間にわたって常時介護を要するような状態になった労働者は、同一の事業主に継続して雇用された期間が1年以上であること等の要件を満たせば、会社に制度がない場合でも、介護のために家族1人当たり93日を限度として介護休業を取得できることが法律で決められています。また、社員の介護休業の申出を拒否することや、その申出や取得を理由に解雇その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。なお、就業規則が会社があれば、介護休業について記載する必要があります。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！

